

## 令和7年度（2025年度）八王子市中小企業者等省エネ改修等推進事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市地球温暖化対策地域推進計画に掲げた事業者における省エネの推進を目的として、省エネルギーに資する設備・機器を設置する中小企業者等に対して、市が予算の範囲内において交付する補助金について、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和35年八王子市規則19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

エ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

カ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条に規定する宗教法人

キ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定するNPO法人など公益的な活動を行う法人等

ク 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等

ケ その他公益的な活動を行う法人であって、市長が特に必要と認めるもの。

(2) 事業所 中小企業者等が所有し、又は使用する事務所等（居住の用に供するものを除く）をいう。

### （補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の事業所に事業所用として設備・機器を更新しようとする中小企業者等とする。

2 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 事業者向けの省エネ対策事業「八王子省エネカンパニー」に既に登録していること、又は実績報告時に登録すること。

(2) 事業所の販売等による利益を目的としていないこと。

(3) 八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例23号）第2条に規定するものでないこと。

### （補助対象機器、要件及び補助金の額）

第4条 補助金の対象となる設備・機器（以下「補助対象機器」という。）、要件及び当該機器等に係る補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。ただし、市の他の補助金等の交付を受ける機器は、本補助金の対象とならない。

2 補助金の交付額と国、都またはその関連団体による補助金または助成金等の額の合計が次条に定める補助対象経費を超えない範囲において交付する。

### （補助対象の経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入及び改修工事に関する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、既存機器の撤去及び廃棄に係る費

用は除く。

(補助の制限)

第6条 補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。また、本補助制度による交付は、1 中小企業者等につき1事業所とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請する者は、機器等の設置及び施工前に、中小企業者等省エネ改修等推進事業補助金交付申請書(第1号様式)にその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出する。

(手続代行者)

第8条 申請者は、補助金の交付に係る事務の手続を第三者に代行させることができる。

2 申請者は、事務手続を代行させるときは、中小企業者等省エネ改修等推進事業補助金に係る書類に手続代行者の氏名、住所等を記載しなければならない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の氏名又は名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないことができる。

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、第7条又は前条により申請を受けた際はその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 前項に定める審査等の結果、補助金を交付することを決定したときは中小企業者等省エネ改修等推進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないことを決定したときは中小企業者等省エネ改修等推進事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更・中止等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その内容を変更(軽微なものを除く)又は中止しようとするときは、速やかに、中小企業者等省エネ改修等推進事業補助金内容変更・中止申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。なお、内容変更の場合、変更内容が確認できるものを添付することとし、補助金額の増額変更は認めない。

2 市長は、前項に定める変更・中止の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い変更・中止を承認したときは、中小企業者等省エネ改修等推進事業補助金内容変更・中止承認通知書(第5号様式)により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付)

第11条 補助決定者は、補助対象機器の設置が完了したときは、中小企業者等省エネ改修等推進事業補助金実績報告書(第6号様式)に必要書類を添えて、完了日から起算して1月以内、又は令和8年(2026年)2月27日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、令和8年(2026年)2月27日までの期限内において、1月間に限って延長することができる。

2 市長は、前項の規定により実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付額を確定し、中小企業者等省エネ改修等推進事業補助金交付額確定通知書(第7号様式)により補助決定者に通知のうえ、補助金の交付を行う。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項に定める各号のいずれかに該当すると認め、交付決定を取り消すことを決定したときは、中小企業者等省エネ改修等推進事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助決定者の責務)

第13条 補助決定者は、補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正を図るため、補助決定者は、補助事業等に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。
- 3 補助決定者は、前項に規定する資料を、補助事業等の完了後、5年間保存しなければならない。
- 4 補助決定者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(管理)

第14条 補助金を受給した者は、善良な管理者の注意をもって機器を管理し、建物における使用に充てるよう努めなければならない。

(協力の要請)

第15条 市長は、補助金を受給した者に対して、機器に関するアンケート等についての協力を求めることができる。

- 2 市長は、補助金を受給した者に対して、設備改修、運用改善を行ったことによるエネルギー消費量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減の効果や、具体的な運用改善方法について報告をすること、また、市が開催するセミナー等で実施結果について報告することを求めることができる。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、補助金を受給した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金を返還させることができるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(見直し)

第 17 条 この補助事業は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）4 月 15 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象機器	要件	補助金額
エアコン	次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすこと ア 更新前後で年間 CO <sub>2</sub> 排出量が 20% 以上削減されること。 イ 更新後の機器が「省エネ型製品情報サイト」（経済産業省資源エネルギー庁）に掲載する最新の省エネ基準に基づく多段階評価点が以下の性能を有すること （ア）冷房能力 5.6kW 未満 3.0 以上 （イ）冷房能力 5.6kW 以上 2.0 以上	(1) 補助対象経費の 3 分の 2 上限 400 千円 (IS014001 又はエコアクション 21 を認証・取得している事業者) (2) 補助対象経費の 3 分の 1 上限 200 千円 (IS014001 又はエコアクション 21 を認証・取得していない事業者)
LED 照明設備	LED 照明以外から LED 照明に更新するもの	

#### 備考

- 1 設備・機器は、全て未使用品且つ購入品であること。
- 2 設置にあたっては、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- 3 補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。